

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年5月号 | No. 5/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込み（まもなく UNITT のホームページ（<http://unitt.jp/>）にて開始）は必要ですが**無料**です。PCT 制度の概要、最新の動向、検索システム等、PCT に関するトピックスを幅広くご紹介いたします。是非ご参加ください。

2015年7月7日（火）13：00-16：00 福岡県（九州工業大学）

2015年7月9日（木）13：00-16：00 北海道（北海道大学）

2015年7月14日（火）13：00-16：00 東京都（東京工業大学）

## PCT Newsletter、PCT 出願人の手引、PCT ハイライト及び PCT 作業部会のための新しい電子メール通知システム

WIPO ユーザコミュニティへのサービス向上のため、全ての WIPO のニュースレターや電子メール通知は、2015年6月16日から、よりユーザフレンドリーなレイアウトとデザインを提供する、新しく、進歩したプラットフォームを通して配信されます。さらに、次の新しいニュースレターが利用可能になります：*WIPO Wire* 隔週に選集されるお知らせや特集記事；*DG* ハイライトや WIPO 仲裁調停センターからの *WIPO ADR* ハイライト。

PCT ユーザに関しては、この新しいシステムは *PCT* ハイライト（これまでの *PCT Brief*）や PCT 作業部会の電子メール通知サービスと同様に、*PCT Newsletter* 最新号や *PCT 出願人の手引* の更新情報をお知らせする電子メールに現在登録されているユーザに影響がありますが、ePCT や PCT-SAFE の更新情報に関する電子メールを受信するユーザには影響がありません。

2015年6月16日から、これまで購読利用している電子メールの受信を継続するため、特に ***PCT Newsletter* 6月号の発行をお知らせする電子メールを受信するために**、下記リンク先の新しいプラットフォームにて登録してください。

<https://www3.wipo.int/newsletters/en/>

新しいプラットフォームへアクセスすると、全ての WIPO 電子メールやニュースレターの利用を管理したり、連絡先情報などを更新したりできる利用案内ページをご覧ください。登録手続は単純でお時間を取らせません。

## 特定の出願人の手数料減額の適格基準の変更（再掲載）

*PCT Newsletter* 2014年10月号でお知らせしたとおり、2014年9月に開催された第46回 PCT 同盟総会（PCT 総会）にて、2015年7月1日からの PCT-EASY 廃止を受けての PCT-EASY 出願に適用される手数料減額の削除、及び特定の国の特定の出願人に対する手数料減額の適格基準の改定が採択されました。

手数料減額の適格基準の改定により、シンガポール、アラブ首長国連邦の国民で居住者である自然人は手数料減額が適用されなくなり、一方、バハマ、キプロス、ギリシャ、マルタ、ナウル、パラオ、ポルトガル、サウジアラビア、スロベニア、スリナムの国民で居住者である自然人は手数料減額の適用が開始されます<sup>1</sup>。

2015年7月1日時点の対象国を示すために作成された“特定のPCT手数料の90%減額の適用”表の更新版が、下記のリンク先にて閲覧可能です。なお、2015年6月30日までの対象国を示す本表は並行して数ヶ月間、引き続き掲載いたします。

[http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee\\_reduction.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf)

### **国際出願の電子出願及び手続**

**エストニア、ハンガリー及びトルコ：エストニア特許庁、ハンガリー知的所有権庁（HIPO）及びトルコ特許機関による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始**

エストニア特許庁、ハンガリー知的所有権庁（HIPO）及びトルコ特許機関は、受理官庁の資格において、PCT規則89の2.1(d)に従い、エストニア特許庁は2015年5月1日から、HIPOとトルコ特許機関は2015年6月1日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁はePCTポータルでのePCT出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されます。HIPOに関しては、HUF（ハンガリー・フォリント）での換算額がまもなく設定されます。

さらに、エストニア特許庁は2015年5月1日からPCT-EASY形式での願書を利用した国際出願を受理しない旨、IBに通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関するエストニア特許庁の詳細は2015年4月30日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

またHIPOとトルコ特許機関の詳細は当リンク先にてまもなく掲載されます。

（PCT出願人の手引、附属書C（EE、HU及びTR）が更新されました。）

上記に記載された官庁のePCT出願の受理により、ePCT出願を受け入れる受理官庁の合計数は19になります<sup>2</sup>。

### **シンガポール：PCT-EASY形式の願書を利用した国際出願の受理を終了する日時の詳細**

2015年6月1日よりシンガポール知的所有権庁はPCT-EASY形式の願書を利用した国際出願の受理を終了する旨PCT Newsletter 2015年1月号でお知らせしましたが、それに加え、当該官庁は当日の現地時間17:00までのみ、当該形式の出願を受理する旨、ご注意ください。

<sup>1</sup> PCT締約国でない国々の出願人はPCT締約国の国民及び／又は居住者である出願人と共にPCT出願を提出しなければならず、また、その出願人が手数料減額の資格がある場合のみ当該手数料減額を受けることができます。

<sup>2</sup> ePCT出願は現在、次の受理官庁に対してオンライン出願が可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MY, RO/NZ, RO/SA, RO/SE 及び RO/SG, RO/TR。

## PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

*PCT Newsletter* 2014 年 4 月号でお知らせしたとおり、2015 年 7 月 1 日に PCT-SAFE の PCT-EASY 機能が廃止されます。さらに、当日以降 PCT 手数料表の項目 4(a) に基づく手数料減額は適用されません。詳細は *PCT Newsletter* 2015 年 4 月号の最初のページをご覧ください。

## PCT 規則の改正

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択した、PCT 規則の改正が 2015 年 7 月 1 日に発効します（改正に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 10 月号を参照）。

2015 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全文は、現在 PDF 形式で中国語、英語及び仏語（ページの右側）にて、それぞれ下記のリンク先にて閲覧可能です。

（中国語） <http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

他の言語もまもなく掲載されます。

## PCT 実施細則の修正

2015 年 7 月 1 日より、PCT 実施細則第 102 号の 2 及び第 335 号が PCT-EASY 廃止の結果として削除されます。それらの修正を含む、実施細則の全文は 2015 年 7 月 1 日から施行され、PDF 形式にて英語及び仏語にてそれぞれ下記のリンク先（ページの右側）にて閲覧可能です。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/>

上記に記述された変更は PCT 官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております：  
C. PCT 1443 及び C. PCT 1454 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

## PCT 様式の修正

2015 年 7 月 1 日より、PCT-EASY 廃止の結果、また特定の国からの特定の出願人のための減額の適格基準の変更を受け、次の様式が修正されました。

PCT/RO/102 （所定の手数料の納付に関する通知）

PCT/RO/133 （手数料の納付の補正命令書）

PCT/RO/101 （願書様式）（手数料計算用紙の備考）

PCT/IB/375 （補充調査請求書）（様式の備考）

PCT/IPEA/401 （国際予備審査請求書様式）（様式の備考）

修正された様式は、PDF 及び該当する場合には、編集可能な PDF 形式（該当する場合）にて、次のリンク先で利用可能です（ページの右側（“2015 年 7 月から発効の様式”）を参照）。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

上記の変更は PCT 官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております : C. PCT 1443 及び C. PCT 1454 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

### **PCT 受理官庁ガイドラインの修正**

PCT-EASY の廃止や途上国及び後発途上国からの特定の出願人のための手数料減額の適格基準に関する変更を考慮して 2015 年 7 月 1 日より PCT 受理官庁ガイドラインが修正されます。

ガイドライン (PCT/GL/RO/13) の全文は PDF 及び HTML 形式にて、英語及び仏語にて、それぞれ下記のリンク先 (ページの右側) にて閲覧可能です。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

上記の変更は PCT 官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております : C. PCT 1443 及び C. PCT 1454 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

### **PCT 最新情報**

EE : エストニア (電子出願、手数料)

HU: ハンガリー (電子出願、手数料)

IT : イタリア (電話番号、E メールアドレス、書類を発送したことの証拠)

KR : 大韓民国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

SA : サウジアラビア (電話及びファックス番号、E メールアドレス、通信手段、書類を発送したことの証拠、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料、要求する写しの部数)

SD : スーダン (官庁の名称、所在地、電話番号、E メール及びインターネットアドレス、書類を発送したことの証拠、管轄国際調査及び予備審査機関)

TR: トルコ (電子出願、手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストラリア特許庁 (誤植)、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

### **PCT 関連資料の最新／更新情報**

#### **PCT 規則、PCT 実施細則、PCT 様式及び PCT 受理官庁ガイドラインの修正**

上記、それぞれの項目をご覧ください。

#### **PCT FAQs**

“外国における発明の保護 : PCT に関する FAQ” の更新版が、HTML 及び PDF 形式のスペイン語でそれぞれ、下記のリンク先にて現在閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/es/faqs/faqs.html>

[http://www.wipo.int/pct/es/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)

なお、他の全ての言語において微修正が加えられました。全ての言語版は現在、2015年4月付けになります。

## 世界貿易機関 (WTO)

### セーシェルの加盟

2015年4月26日に、既にPCT及び工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるセーシェルが、世界貿易機関(WTO)に加盟したことにより加盟国数は161となりました。下記リンク先のPCTとパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

PCT規則4.10(a)に従って、パリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関(WTO)の加盟国に／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料はPCT制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、この度、“**Patent Registration – R & W Stretch Ceilings Ltd.**”からの新たな請求書が確認されました。この新たな請求書では、欧州特許庁とWIPOの公式ロゴが用いられているのでご注意ください。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみです(PCT第21条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## WIPO本部での上級者向けPCTセミナー

国際及び国内段階の手続、最新及び今後のPCTの進展、またePCTでのPCT出願の管理に関する上級者向けPCTセミナーが、2015年9月24、25日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及びPCT制度に精通しているユーザを



対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。登録及びセミナーに関する詳細は次のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/meetings/en/registration/form.jsp?registration\\_id=199](http://www.wipo.int/meetings/en/registration/form.jsp?registration_id=199)

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2015 年 9 月 11 日です。セミナーに関する詳細は、[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int) へお問い合わせください。

## **WIPO の最新発行物**

### **WIPO ポリシーガイド：特許調査及び審査における選択肢**

新しい WIPO ポリシーガイド：特許調査及び審査における選択肢は、国々に対し特許出願の調査及び審査に関する様々な選択の可能性を例証する目的で作成され、英語、仏語及びスペイン語の PDF 形式で、それぞれ以下のリンク先にて閲覧可能です。

(英語) [http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_guide\\_patentsearch.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_guide_patentsearch.pdf)

(仏語) [http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/fr/wipo\\_pub\\_guide\\_patentsearch.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/fr/wipo_pub_guide_patentsearch.pdf)

(スペイン語) [http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/es/wipo\\_pub\\_guide\\_patentsearch.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/es/wipo_pub_guide_patentsearch.pdf)

## **実務アドバイス**

### **PCT 手数料が受理官庁による国際出願の受理日から 1 ヶ月以上経過して支払われる場合の後払手数料**

**Q:** ある国際出願の代理人ですが、事務処理の誤りで、送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料が、それらの支払期限である 1 ヶ月以内には支払われず、期限満了の 2 日後に支払われました。当方の支払いは期限内に支払われたものとみなされますか？そうでなければ、受理官庁に対して後払手数料を支払う必要がありますか？

**A:** 送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料の支払い期限はそれぞれ、PCT 規則 14.1(c)、15.3 及び 16.1(f)に基づき、国際出願の受理日から 1 ヶ月となっています。出願時に手数料が未払、又は不足する場合、受理官庁は後払手数料を請求することなく、国際出願の受理日から 1 ヶ月以内に不足額を支払うよう出願人に（最初に）求めるでしょう（様式 PCT/RO/102 を使用）（受理官庁ガイドライン（ROGL）の paragraph 258、及び PCT 実施細則第 304 号を参照）。これは受理官庁の義務ではありませんので、本件もそうであるように、おそらくこの求めは受け取らなかったのでしょうか。

支払期限までに、手数料が受理官庁に支払われていないと当該受理官庁が認めた場合、又は当該受理官庁に支払われた額が手数料又は関連手数料に不足すると認めた場合には、当該受理官庁は、PCT 規則 16 の 2.1 に従い、これらの手数料を賄うために必要な額及び、該当するときは、PCT 規則 16 の 2.2（ROGL の paragraph 259 を参照）に基づく後払手数料を求めの日から 1 ヶ月以内に支払うよう出願人に求めます（様式 PCT/RO/133 を使用）。後払手数料は未払いの手数料の額の 50%、又はこの額が送付手数料より少ない場合には、送付手数料に等しい額となります。額は国際出願手数料（国際出願の用紙が 30 枚を超える場合の追加手数料は考慮に入れません）の 50%を超えません（ROGL の paragraph 264 を参照）。出願人が手数料表の項目 4 及び/又は 5 に基づく国際出願手数料の減額を認められている場合は、後払手数料は減額された国際出願手数料に基づいて計算されます。

1ヶ月の手数料支払期限を逃した場合、後払手数料を支払うか否かは以下の2点によります。

- PCT 規則 16 の 2.1 に基づく求めを送付する前に受理官庁が本件の支払を受領した場合は、PCT 規則 16 の 2.1(d) に従い、PCT 規則 14.1(c)、15.3 又は 16.1(f) に規定する期限の満了前に受領したものとみなされるでしょう。言い換えれば、本件の支払が国際出願の受理から1ヶ月より後に受理官庁に届いたが、(追加の)手数料支払の求め(様式 PCT/RO/133)の発行前であり、本件の支払が不足なく全額支払われているときには、不足額の支払の求めは送付されませんし、後払手数料も請求されません(ROGL のパラグラフ 263 を参照)。全ての受理官庁は PCT 規則 16 の 2.1(d) に基づくこの規定に従う義務があります。
- また、PCT 規則 16 の 2.1 に基づく求めを受理官庁が送付する前に支払が受領されていない場合でも、受理官庁が後払手数料を課することは義務ではありません。それは関係官庁の実務によります(ROGL のパラグラフ 264 を参照)。

手数料の後払いを避けるためにも、国際出願の提出時に必要な手数料はできる限り早く支払うのが最善です。受理官庁は不足額を支払うよう1通又は2通の通知を出願人に送付しますが、後払いは追加手数料の支払をもたらし、さらに PCT 規則 16 の 2.1 で認められた延長期満了までに支払われない場合は、最終的に PCT 第 14 条(3) に従い国際出願は取り下げられたものとみなされる(様式 PCT/RO/117) こともあります。PCT に基づき設定された通知の手続き、及び国際出願の公開のかなり前に手数料を支払わなければならないという要件は、国際出願の公開を回避するには遅すぎる時点で当該出願が手数料の未払のため取り下げられたとみなされないようにするのに役立ちます。

手数料の支払いに関しては、小切手による支払は時間がかかり、また特定の小切手は銀行により拒否されることもありますので、小切手による支払はなるべくお控え頂きますようご注意ください。ePCT 出願を利用して受理官庁としての国際事務局(RO/IB)へ提出された出願に関しては、手数料はクレジットカード又は WIPO 当座預金口座からの引き落としにより、オンラインで直ちに支払いが可能です。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧